

あま市パートナーシップ条例(仮称)の主体、施策等のたたき台

	素 案	意 見 等
主体	<p>(まちづくりを担う主体) パートナーシップによるまちづくりを担う主体は、市民、地域組織、市民活動団体、事業者及び市とする。</p> <p>(市民の役割) 市民は、一人ひとりがまちづくりの担い手としての責任を自覚し、地域への関心を高め、自発的にまちづくりに参加及び協力するよう努めるものとする。</p> <p>(地域組織の役割) 地域組織は、地域住民に対してまちづくりへの参加を促すとともに、地域の特性を活かしたまちづくりに努めるものとする。 地域組織は、他の地域組織、市民活動団体、事業者及び市と協働して、パートナーシップによるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>(市民活動団体の役割) 市民活動団体は、自らの活動の社会的意義と責任を自覚して、まちづくりに取り組むとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。</p> <p>(事業者の役割) 事業者は、地域社会の一員として、協働のまちづくりへの理解を深め、地域社会に貢献するよう努めるものとする。</p> <p>(市の責務) 市は、パートナーシップによるまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に取り組むとともに、協働の促進に向けた環境整備に努めなければならない。</p>	
施策	<p>(基本施策) 市は、パートナーシップによるまちづくりを推進するため、次に掲げる施策の実施に取り組むものとする。 (1) 市政への参画機会の提供に関すること。 (2) 活動に必要な物品等及び場所の提供に関すること。 (3) 情報の収集及び提供に関すること。 (4) 人材の育成に関すること。 (5) 財政支援に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、パートナーシップによるまちづくりを推進するため市長が必要と認めること。</p> <p>(まちづくり基金) 市は、パートナーシップによるまちづくりに関する事業の推進を図るため、あま市まちづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	

	<p>基金として積み立てる額は、あま市一般会計歳入歳出予算で定める額とし、協働の促進のための寄附金及び一般財源によるものとする。</p> <p>基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>基金の運用から生ずる収益は、あま市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>基金は、パートナーシップによるまちづくりに関する事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(まちづくり委員会)</p> <p>市は、パートナーシップによるまちづくりの推進に関する必要な事項を審議するため、あま市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>委員会は、市長の諮問に応じ、パートナーシップによるまちづくりの推進に関することについて審議する。</p> <p>委員会は、パートナーシップによるまちづくりの推進に関する施策及び必要な事項について、市長に意見を述べることができる。</p> <p>委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。</p> <p>(1) 公募による市民</p> <p>(2) 市民活動団体の関係者</p> <p>(3) 事業所の関係者</p> <p>(4) その他市長が必要と認める者</p> <p>委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p>	
委任	この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	
附則	この条例は、平成24年4月1日から施行する。	